(文教科学委員会)

独 立 一行政法 人日 本 ス ポ | ツ 振興センター 法 の 一 部 を改正する法律案 (衆第一二号) (衆議 院 提

出) 要旨

本 法 律 案 は、 子ども・子育て支援 法 に 定 め る地 域型保护 育 事 業 のうち、 家 庭 的 保 育事 業、 小 規模 保 育事業及

 \mathcal{U} 事 · 業 所 内 保 育 事 業 の管 理下に お け る 児 童 \mathcal{O} 災 害 に つ ٧, て、 独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ] ツ 振興 センタ] は、 当

該 児 童 \mathcal{O} 保 護者 に 対 し、 当分の 間、 災 害共 済 給付を行うことができることとするも 0) で あ る。

こ の 法 律 は、 子ども・子育て支援 法 \mathcal{O} 施 行 の 日 平 成二十七年 兀 月一 日) から: 施 行する。